







二 請求者及び請求者以外の遺族補償一時金を受けることができる者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者又は認定死亡者との身分関係

三 認定疾病的名称（死亡した被認定者又は認定死亡者が他の指定疾病にかかつっていたときは、認定疾病及び他の指定疾病的名称）

四 死亡した被認定者が公害医療手帳の交付を受けたときは、その記号番号

五 被認定者又は認定死亡者の死亡年月日

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被認定者又は認定死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したこととを証明することができる書類

二 請求者と死亡した被認定者又は認定死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求者が死亡した被認定者又は認定死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が被認定者又は認定死亡者の死亡の証明することができる書類

第五十九条 申請中死亡者又は申請前死亡者による遺族補償一時金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、当該申請中死亡者又は申請前死亡者についての認定の申請に係る都道府県知事等に提出しなければならない。

一 申請中死亡者又は申請前死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所並びに申請中死亡者又は申請前死亡者との身分関係

二 請求者及び請求者以外の遺族補償一時金を受けることができる者の氏名、生年月日及び他の指定疾病的名称）

三 認定の申請に係る疾病的名称（申請中死亡者又は申請前死亡者が他の指定疾病にかかつていたときは、認定の申請に係る疾病的名称及び他の指定疾病的名称）

四 申請中死亡者又は申請前死亡者の死亡年

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 申請中死亡者又は申請前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定の申請に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類  
二 請求者と申請中死亡者又は申請前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本  
三 請求者が申請中死亡者又は申請前死亡者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類  
四 請求者が申請中死亡者又は申請前死亡者の死亡の當時又は認定の申請の當時その者によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類  
**第三十条** 法第三十五条第三項の規定により遺族補償一時金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定都道府県知事等に提出しなければならない。  
一 死亡した被認定者又は認定死亡者の氏名、性別及び生年月日  
二 請求者及び請求者以外の遺族補償一時金を受けることができる者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者又は認定死亡者との身分関係  
三 死亡した被認定者又は認定死亡者に係る遺族補償費の支給を受けることができた者の氏名、生年月日及び住所又は死亡の當時有していた住所並びにその者が法第三十三条各号の一に該当するに至つた年月日及びその事由前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
一 請求者と死亡した被認定者又は認定死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本  
二 請求者が死亡した被認定者又は認定死亡者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類  
三 請求者が被認定者又は認定死亡者の死亡の当时又は認定の申請の當時その者によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類  
**第三十一条** 児童補償手当の支給を請求しようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除

く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定都道府県知事等に提出しなければならない。

一 被認定者の氏名、生年月日及び住所  
二 請求者の氏名、生年月日及び住所  
三 公害医療手帳の記号番号  
四 認定疾病的名称

五 他の指定疾病に係る児童補償手当の支給を受け、又は受けようとする者にあつては、その旨及び当該他の指定疾病的名称並びにその選択する児童補償手当

六 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 被認定者の当該認定疾病に係る障害の状態に関する医師の診断書及び必要があるときは障害の状態の証明に関するエックス線写真その他の資料

二 被認定者の属する世帯の全員の住民票の写し

三 被認定者を養育していることを証明することができる書類

第四十三条 認定前に児童補償手当の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定の申請をした都道府県知事等に提出しなければならない。

一 認定の申請をした者の氏名、生年月日及び住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所

三 認定の申請に係る疾病的名称

四 他の指定疾病に係る児童補償手当を受け、又は受けようとする者にあつては、その旨及び当該他の指定疾病的名称並びにその選択する児童補償手当

五 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 認定の申請をした者の当該認定の申請に係る疾病についての障害の状態に関する医師の診断書及び必要があるときは障害の状態の証明に関するエックス線写真その他の資料

二 認定の申請をした者の属する世帯の全員の住民票の写し

三 認定の申請をした者を養育していることを証明することができる書類

(二以上の児童補償手当を受けることとなつた場合の届出)

第三十三条 一の認定疾病に係る児童補償手当の支給を受けることができる者は、他の認定疾病の認定都道府県知事等に提出しなければならない。

(児童補償手当の額の改定請求)

**第三十四条** 法第三十九条第三項において準用する法第二十八条第三項の規定による児童補償手当の額の改定を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定都道府県知事等に提出しなければならない。

一 被認定者の氏名、生年月日及び住所

二 請求者の氏名、生年月日及び住所

三 公害医療手帳の記号番号

四 認定疾病の名称

五 請求者が現に受けている児童補償手当の支給に係る被認定者の障害の程度

前項の請求書には、当該認定疾病に係る障害の状態に関する医師の診断書を添え、必要があるときは、障害の状態の証明に関するエッカス線写真その他の資料を添えなければならない。

(療養手当の請求)

**第三十五条** 療養手当の支給を請求しようとする者は、法第十九条第一項第一号から第五号までの療養を受けた各月分につき、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定都道府県知事等に提出しなければならない。

一 被認定者の氏名、生年月日及び住所

二 公害医療手帳の記号番号

三 認定疾病的名称

四 療養を受けた日の属する月

五 その月において法第十九条第一項第一号から第四号までの療養を受けることを要した日数及び同項第五号の療養を受けることを要した日数

六 被認定者が療養を受けた病院、診療所、訪問看護ステーション等又は薬局その他の者の氏名又は名称及び住所又は所在地

前項の請求書には、同項第四号及び第五号の事実を証明することができる書類を添えなければならない。

(葬祭料の請求)

**第三十六条** 葬祭料の支給を請求しようとする者(次条第一項の規定に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を、認定都道府県知事等に提出しなければならない。

一 死亡した被認定者又は認定死亡者の氏名、生年月日及び死亡の当时有していた住所



(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二四年三月一九日環境省令)

(施行期日)

1 この省令は、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第一条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の規定及び第二条の規定による改正前の環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

附 則 (平成二四年三月二九日環境省令)

(第五号)

この省令は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年三月一一日環境省令)

(第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二三日環境省令)

(第八号)

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日環境省令)

(第二号)

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の

施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日環境省令)

(第三号)

この省令は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施

行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日環境省令)

(第三号)抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一月一六日環境省令)

(第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (第3条関係)

(第一九号)

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の

様式第2号 (1) (第45条関係)

様式第2号 (1) (第45条関係) (表)

年	月	日
署名	記入欄	捺印欄
環境省令		
年月日		

備考：用紙の大きさはA4判を参考のこと。

様式第2号 (2) (第45条関係)

様式第2号 (2) (第45条関係) (表)

年	月	日
署名	記入欄	捺印欄
環境省令		
年月日		

備考：用紙の大きさはA4判を参考のこと。